

令和二年度から令和六年度までにおける
地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により
国に帰属させるものとする金額を定める省令の概要

1. 内容

地方公共団体金融機構法（平成 19 年法律第 64 号）附則第 14 条の規定により令和二年度から令和六年度までにおいて国に帰属させるものとする金額を定めるもの。

2. 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

※公布日：令和 2 年 3 月 31 日